**普代村農地利用最適化推進委員募集要領**

「農業委員会に関する法律」の改正により、農業委員の選出方法が従来の公選制から村議会の同意を要件とする村長の任命制に改められました。

そこで普代村農業委員会では、新たに設置される農地利用最適化推進委員を募集します。

農業に関する知識と熱意を持ち、農地利用の最適化等の職務を適切に行うことができる方の応募又は推薦を御待ちしております。

１．募集人員　　３人

２．業務

　　　　農業委員会が定めた担当地区において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消・新規就農者への支援等の地域における現場活動を行います。

　また、農地利用最適化推進委員は、その担当する地区内における農地等の利用の最適化の推進について、農業委員会総会等に出席して意見を述べることができます。

３．任期　　　　・令和２年７月２０日から令和５年７月１９日

４．身分　　　　・普代村の特別職の非常勤職員

５．報酬　　　　・基本報酬　１２０，０００円（年額）

６．推薦及び応募資格

　　　・農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有するも方。

　　　※以下に該当する方については応募資格がありませんのでご注意ください。

　　（１）成年被後見人又は被保佐人

　　　（２）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

　　　（３）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

　　　（４）村内に住所を有しないもの

７．募集期間　　　・令和２年３月１０日（火）から令和２年４月１０日（金）まで

８．推薦及び応募方法

　　　　・推薦を受ける場合（個人）　→　農地利用最適化推進委員推薦届出書（様式第１号）

　　　　・推薦を受ける場合（団体）　→　農地利用最適化推進委員推薦届出書（様式第２号）

　　　　・自ら応募する場合　　　　　 →　農地利用最適化推進委員応募書（様式第３号）

農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募は可能ですが、兼務することはできません。所定の用紙は、普代村役場農林商工課及び普代村農業委員会事務局に備え付けるほか、普代村のホームページからダウンロードできます。

　※押印は、認印で可（ゴム印は不可）

９．受付

　　　・令和２年３月１０日（火）から令和２年４月１０日（金）まで

　　　・受付時間は、午前８時３０分から午後５時１５分まで。土日祝日は受付しません。

　　　（１）持参の場合

　　　　　普代村農業委員会事務局に、所定の用紙に必要事項を記入押印し提出してください。

　　　（２）郵送の場合

　　　　　普代村農業委員会事務局に、所定の用紙に必要事項を記入押印し、令和２年４月８日（水）までの消印が有効となります。

　　　提出・郵送先　　普代村農業委員会事務局

　　　住　 　 　 所　　〒028-8392　　普代村９－１３－２

１０．公表

　　　・募集の状況については、農業委員会等に関する法律に基づき、令和２年３月下旬に中間報告、令和２年４月中旬に最終報告を普代村ホームページ上に掲載します。公表内容については、「普代村農地利用最適化推進委員候補者推薦書」又は「普代村農地利用最適化推進委員候補者応募書」に記載されている住所、生年月日及び電話番号を除いた記載事項となります。

１１．委員候補者の選考

　　　・普代村農地利用最適化推進委員候補者審査委員会が提出された書類をもとに、推薦を受ける者及び応募者の評価を行い、農業委員会に報告します。（必要に応じ面接を行うことがあります。）

　　　　同審査委員会の意見を参考に農地利用最適化推進委員を決定し、農業委員会が委嘱します。

|  |
| --- |
| 普代村農業委員会事務局℡　　０１９４－３５－２１１５Fax　０１９４－３５－３６６１ |

○詳しくは普代村農業委員会事務局までお問い合わせください。